東松山市上下水道事業告示第10号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

令和 7年 3月14日

東松山市上下水道事業 東松山市長 森田光 一

1 委託先

東京都江東区木場1丁目5番25号 りそな決済サービス株式会社 代表取締役 広川 正則

- 2 委託した公金事務に係る歳入 水道料金及び下水道使用料
- 3 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年3月11日
- 4 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年3月11日

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 提携コンビニエンスストア本部一覧・スマホ決済サービス提供会社名一覧 別紙のとおり

提携コンビニエンスストア本部一覧

 コンビニエンスストア企業名

 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

 株式会社ローソン

 株式会社ファミリーマート

 ミニストップ株式会社

 株式会社ポプラ

 株式会社セイコーマート

 山崎製パン株式会社

 株式会社しんきん情報サービス

スマホ決済サービス提供会社名一覧

サービス提供会社名
ビリングシステム株式会社
楽天銀行株式会社
LINE Pay株式会社
PayPay株式会社
KDD I 株式会社
株式会社ファミリーマート
株式会社NTTドコモ